

CDM/JI 実施支援事業助成金交付規程

平成 17 年 4 月 1 日
平成 17 年度規程第 12 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下、「機構法」という。）第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う CDM/JI 実施支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。なお、本規程において CDM とは気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第 12 条に規定される制度（クリーン開発メカニズム）を、JI とは京都議定書第 6 条に規定される制度（共同実施）を指すものとする。

(適用)

第 2 条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年度経済産業省令第 120 号）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ第 1001004 号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第 3 条 機構は、次の各号に掲げる事業（以下「助成事業」という）を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として機構が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内において、当該助成事業を行おうとする者（以下「助成事業者」という。）に対し、当該助成対象経費の一部に充てるため、助成金を交付する。

- 一 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び代替フロン類の排出を抑制する鉱工業技術の海外における実用化開発・導入事業の事前審査等事業（以下「タイプ A」という。）（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第 6 条又は第 12 条に規定する制度の利用その他の方法を通じ、我が国の京都議定書削減目標の達成に資するものに限る。）
- 二 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び代替フロン類の排出を抑制する鉱工業技術の海外における実用化開発・導入事業（以下「タイプ B」という。）（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第 6 条又は第 12 条に規定する制度の利用その他の方法を通じ、我が国の京都議定書削減目標の達成に資するものに限る。）
- 三 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び代替フロン類の排出を抑制する鉱工業技術の海外における実用化開発・導入事業の事後評価事業（以下「タイプ C」という。）（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第 6 条又は第 12 条に規定する制度の利用その他の方法を通じ、我が国の京都議定書削減目標の達成に資するものに限る。）

2 助成対象経費の区分は別表のとおりする。

(助成金の額)

第4条 前条第1項に規定する助成金の額は、助成対象経費の合計額の2分の1を限度とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による助成金交付申請書に機構が指示する書類を添え、機構に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 機構は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 機構は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額するものとし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 機構は、助成金の交付が適当でないときと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

5 機構は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

(交付の条件)

第7条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 助成事業者は、本規程、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

(2) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、第10条の規定

に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けるべきこと。

- (3) 助成事業者は、第9条第1項(1)～(4)のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (4) 助成事業者は、助成事業の実施に関し契約をする場合において、助成事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によること。
- (5) 助成事業者は、機構が第17条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (6) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うこと。
- (7) 助成事業者は、機構が第14条第3項の規定により助成金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (8) 助成事業者は、機構が第17条第4項の規定による助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (9) 助成事業者は、機構が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (10) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（助成金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (11) 助成事業者は、第20条第3項及び第21条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- (12) 助成事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に届け出ること。
- (13) 助成事業者は、助成事業終了後、機構の指示に従い、助成事業の効果等を報告すること。

2 機構は、タイプBの事業の助成金の交付決定を行う場合には、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 助成事業者は、助成事業を実施することにより、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位（Emission Reduction Unit。以下「ERU」という。）、認証された排出削減量（Certified Emission Reduction。以下「CER」という。）又は割当量（Assigned Amount Unit。以下「AAU」という。）が得られるよう必要な以下の①～②の措置をとること。

- ① C D M / J I 等活動として公的に承認されるまでの間（以下「プロジェクト承認前」という。）、以下を含む適切な措置をとること。
- ・ C D M の場合、C D M 理事会への登録に必要な措置
 - ・ J I の場合、その承認取得に必要な措置
 - ・ G I S 等 A A U 移転事業の場合、その承認取得に必要な措置
- ② C D M / J I 等活動として公的に承認された以降（以下「プロジェクト承認後」という。）
- ・ クレジットが発生するような助成事業の適切かつ継続的な実施
 - ・ クレジットの取得に必要なモニタリングの適切かつ継続的な実施
 - ・ クレジットの検証、認証、発行及び移転のために必要な措置
- (2) 助成事業者は、助成事業により E R U、C E R 又は A A U が得られた場合については、交付された助成金の額に応じた次式による量を、様式第 1 別紙 3 クレジット移転計画書に記載の移転期限までに、日本国政府の保有口座へ移転すること。
- 移転する E R U、C E R 又は A A U 総量〔CO₂換算トン〕＝助成金額〔円〕×様式第 1 別紙 3 のクレジット移転計画書に記載の助成金千円あたりの移転クレジット量〔CO₂換算トン／千円〕／1 0 0 0
- (3) 助成事業者は、プロジェクト承認後、助成事業により十分な E R U、C E R 又は A A U が得られず、前項に規定された政府へ移転すべき量が不足する場合は、他の事業等から得られたこれに相当する E R U、C E R 又は A A U により、前項に規定された政府へ移転すべき量に対して不足する額を、遅滞なく補填しなければならない。但し、真にやむを得ない事情による不足と機構が認める場合にはこの限りではない。
- (4) 助成事業者は、C D M / J I 等活動として公的に承認されず、助成事業から E R U、C E R 又は A A U が得られないことが明らかとなった場合には、同項第 1 号の①に規定する措置をとったにも関わらず同行第 2 号に規定する移転を行えないことについて、遅滞なく機構の承認を受けなければならない。なお、機構がこれを認めない場合には、助成事業者は、第 1 7 条第 1 項(1)の規定により交付決定が取り消されるとともに、第 1 7 条第 4 項の規定により、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (5) 助成事業者は、同項第 3 号に規定する移転が完了するまでは、機構又は機構の指定する者が、その適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

(申請の取下げ)

第 8 条 第 6 条第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 1 0 日以内に、様式第 3 による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第 9 条 助成事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第 4 による計画変更(等)承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により、より能率的な助成目的の達成に資するものと考えられる場合

イ 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15%以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 助成事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者へ通知するものとする。

3 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による遅延等報告書を機構に提出し、機構の指示に従わなければならない。

(状況報告)

第11条 助成事業者は、機構が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間にかかる助成事業の実施状況について、指示する期日までに様式第6による実施状況報告書を機構に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該助成事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 助成事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第1項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(助成事業の承継)

第13条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(助成金の額の確定等)

第14条 機構は、第12条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容(第9条第1項(1)~(4)の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額及びタイプBの事業にあつては、第7条第2項(2)に基づく日本国政府の保有口座へ移転する助成事業により得られたERU、CER又はAAUの量を確定し、助成事業者に通知するものとする。

2 前項の助成金の額の確定は、配分された助成対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する助成金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 機構は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

4 機構は、前項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき助成金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

5 機構は、助成事業者が第3項の規定による請求を受け、当該助成金を返還したときは、様式第9により返還報告書を提出させるものとする。

6 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第4項(3)に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(助成金の支払)

第15条 機構は、前条第1項の規定により交付すべき助成金等の額を確定した後助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、助成金の一部について概算払をすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第10による精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第16条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の報告書の提出があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第14条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合について準用する。

(交付決定の取消し等)

第17条 機構は、第8条の規定による申請の取下げの届出若しくは第9条第1項(1)~(4)の規定による申請があつた場合また次の各号の一に該当すると認めら

れる場合には、第6条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1)助成事業者が、法令、本規程又は本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合。

(2)助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。

(3)助成事業者が、助成事業等に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。

(4)前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第14条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに助成事業者へ通知するものとする。

4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 機構は、前項の返還を請求したときは、第1項(4)に規定する場合を除き、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該助成事業者から徴収するものとする。

6 第14条第4項から第6項の規定は、第4項の規定に基づく助成金の返還について準用する。この場合において、第14条第5項中「様式第9」とあるのは、「様式第12」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第18条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第20条 助成事業者は、取得財産等については、当該助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第12条第1項に定める助成事業実績報告書に添付して提出するものとする。

3 機構は、助成事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、助成金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 前項の納付については、第14条第6項の規定を準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより助成事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(助成事業の経理等)

第22条 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日若しくは助成事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間又は第7条第2項(2)に規定する移転期限までの期間のいずれか長い期間保存しなければならない。

(助成事業によるCDM/JI活動等年次報告)

第23条 助成事業者は、タイプBの助成事業終了後、第7条第2項(2)に基づくERU、CER又はAAUの移転が完了するまで、助成事業によるCDM/JI等事業活動について、毎年度1回年度末までに、様式16による年次報告を機構へ行わなければならない。

2 助成事業者は、タイプBの助成事業について、第7条第2項第(2)又は第3号の規定に基づくERU、CER又はAAUの移転の一部又は全てを行った場合、10日以内に様式17による移転報告書を機構へ提出しなければならない。なお、この報告書は前項の年次報告書を兼ねることが出来るものとする。

(外国法人について)

第 24 条 助成事業者に外国法人が含まれる場合は、交付規程の効力又は手続について、次に規定するところによる。

- 一 交付規程の交付決定の条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。
- 二 交付規程に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。
- 三 相互の意見の疎通を図るため、申請者又は助成事業者は交付規程で定める文書、書類、報告書等については、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、交付申請又は助成事業に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、申請者又は助成事業者の負担で講ずるものとする。

(裁判管轄)

第 25 条 本助成事業に関する訴は、横浜地方裁判所の専属管轄に属する。

(その他必要な事項)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

(附 則)

1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
2. 平成 15 年度規程第 52 号海外地球温暖化防止支援技術開発助成金交付規程を廃止する。

別 表

C D M / J I 実施支援事業助成金助成対象経費

事業の種類	助 成 事 業	
	助 成 対 象 経 費 の 区 分	内 容
タイプ A (事前審査等事業)	諸経費	第三者認証機関による事前審査等に必要経費(指定運営機関による有効化費用、C D M理事会への登録費用 等)
タイプ B (開発導入事業)	設計費	事業実施に必要な機械装置等の設計費、システム設計費 等
	設備費	事業実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む)、取付等に要する費用
	工事費	事業実施に不可欠な工事に要する費用
	諸経費	事業実施を行うために直接必要なその他経費(資材調達費(輸送費)) 等
タイプ C (事後評価事業)	諸経費	第三者認証機関による事後評価に必要な経費(指定運営機関による検証費用、認証費用)